

慶 弔 規 程

昭和 28 年 2 月 25 日 決 定
昭和 45 年 7 月 3 日 一部改正
昭和 56 年 3 月 13 日 同 上
昭和 59 年 3 月 28 日 同 上
平成 14 年 3 月 13 日 同 上
平成 27 年 3 月 13 日 同 上
平成 31 年 3 月 5 日 同 上
令和 2 年 7 月 13 日 同 上

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「本会」という。）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

(慶弔の範囲)

第 2 条 慶弔の範囲は、本会役員等、職員及び本会会員とする。
ただし、本会役員等とは理事、監事、顧問及び評議員とする。
職員とは、正規職員及び嘱託職員とし、臨時職員は含めないものとする。
本会会員とは、会員規程に定める会員とする。

(慶 祝)

第 3 条 本会役員等が厚生労働大臣の表彰、叙勲及び褒賞を受けたときは、祝電または祝金を贈る。
2 本会会員の慶祝行事にあたっては、祝電または祝金を贈る。

(弔 慰)

第 4 条 役職員等の弔事にあたっては、弔電、香典及び供花を贈る。
2 香典及び供花の基準については[別表](#)のとおりとする。

(そ の 他)

第 5 条 第 2 条に定めるもののほか、会長が特に必要と認める関係者及び団体の慶弔事に際し、慶弔金等を贈ることができる。

附 則

この規程は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。

別表（第 4 条第 2 項関係）

区分	内容
1 本会役員等 （1）正副会長 （2）理事・監事 （3）評議員	香典（5 万円）、供花、弔電 香典（3 万円）、供花、弔電 香典（1 万円）、供花、弔電
2 本会職員等 （1）本人 （2）配偶者、直系一親等の親族（父母・子） （3）配偶者の父母	香典（3 万円）、供花、弔電 香典（1 万円）、供花、弔電 供花